

# グループホーム「やすらぎの里」の火災の概要（第10報）

平成18年3月28日18時00分  
総務省消防庁予防課

## 1 出火日時等

出火時刻：平成18年1月8日02時19分頃（推定）  
覚知時刻：平成18年1月8日02時32分  
鎮圧時刻：平成18年1月8日04時05分  
鎮火時刻：平成18年1月8日05時05分

## 2 建物概要等

建物名称：グループホーム「やすらぎの里」（消防法施行令別表第一(6)項口）  
敷地面積2798.8m<sup>2</sup>、建築面積304.2m<sup>2</sup>、延べ面積279.1m<sup>2</sup>  
住 所：長崎県大村市陰平町2245-1番地  
建物構造：RC造一部木造平屋建て  
消防用設備等：消火器、誘導灯  
消防同意：平成15年4月7日  
着 工：平成15年5月1日  
最終査察：平成15年8月8日（使用開始検査であり、指摘事項なし）

## 3 焼損程度

焼損面積 279.1m<sup>2</sup>（建物1棟全焼）

## 4 死傷者等

死者 7人  
負傷者3人

## 5 消防機関等の活動状況

### (1) 消防本部等の対応

消防本部	4隊	13台	43名
消防団		10台	137名

### (2) 消防庁の対応

1月8日4時23分に県央地域広域市町村圏組合消防本部から火災報告（第1報）を受け、情報収集及び対応を開始する。第一次応急体制  
消防法第35条の3の2及び第35条の3の3の規定に基づき、消防庁長官による火災原因調査を発動し、予防課職員1名、消防研究所職員2名の合計3名を現地に派遣した。

1月10日22時 第一次応急体制解除

## 6 火災原因等の状況

### (1) 出火箇所

施設内北側の共用室居間ソファ付近

### (2) 出火原因

現場の実況見分の結果等から、電気機器類、タバコ又はライターの可能性が想定される。

鑑定の結果、電気機器類からの出火の可能性は極めて低い。

現場の実況見分の結果、共用室にガラス製灰皿のガラス片と見られる残存物及びライターの残存物があったことから、タバコによる失火又はライターによる着火の可能性が考えられる。

燃焼実験の結果、タバコを火源とすれば、クッション及びソファでは着火に至らず、また、ソファ近傍にあったとされる籐製ごみ箱からの出火を想定した場合、無炎燃焼から短時間では有炎燃焼に至らなかった。ライターを火源とすれば、ソファ、クッション及び籐製ごみ箱のいずれに着火しても、燃焼拡大した。

したがって、タバコによる失火については、十分考えられるものの可能性は低く、ライターによる着火について可能性が高いと推察される。

(3) 発見状況

仮眠中の女性職員が「パチパチ」という音に気づき、共用室に行くとソファなどが燃えており、炎は天井まで届き少し横へ広がっていた。

(4) 初期消火状況

1名の施設職員が、ABC粉末消火器で初期消火を試みたが、消火できずに断念した。

(5) 通報状況

職員が助けを求めに施設外へ走り出て、県道を通行の1台目の車は通過したが、2台目のトラックが止まり、その運転手から渡してもらった携帯電話で通報した(110番)。

(6) 避難・救出状況

避難誘導は、特に行われていない。

職員及び駆けつけた警察官が、施設東側の居室番号3及び4並びに西側の居室番号8及び9(いずれも施設の南部分に位置する。)から、それぞれ1名ずつ計4人を救出した。

(7) 延焼拡大状況

共用室居間から立ち上がった炎は、共用室の天井及び小屋裏へ延焼し、その後、時間を置かず共用室に面する各居室へ延焼拡大し、更に、東側及び西側の通路から、南側方向へ延焼していったと考えられる。

(8) 死者の状況

死者7名はすべて入所者で、4名は各居室、1名は共用室で発見され、2名は病院に搬送された後、死亡が確認されている。

(9) 負傷者の状況

負傷者は、入所者2名、職員1名の合計3名で、全員軽症である。受傷原因は、入所者2名は煙を吸ったもので、職員は火傷である。